

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795 |

協議委員會、技術委員會、設置

牛場家4有
24-7月

高
方
班

5.327

沖繩問題

(1) 沖繩援助に関する協議委員会及び
技術委員会を設置

1962年5月のケネディ大統領声明による
沖繩援助に関する日米間の取極については、
1年有半にわたる日米折衝の結果、本年4月
25日交換公文の署名を了した。

同取極により、沖繩援助に関する日米両国
政府の政策調整のための「協議委員会」
が東京に、援助実施のための「技術委員会」
が那覇に、それぞれ設置された。

協議委員会が初回会合は4月25日
開催され、援助供与についての両委員会の
運営手続を採択した。

GA-4

外務省

技術委員会の初回会合については、
わが方より米側に早期開催方を申し入れて
いたが、高善弁務官の一時帰国、技術委
員会米側委員の転任、沖繩側委員による
副主席の辞任、沖繩の政情不安等のため
開催が遅延していたが、漸く7月15日
初回の会合が開催され、15、16の両日に
わたり委員会自体の運営に関する事項、
本年度^{援助}の具体的実施計画等につき協議が
行われた。

GA-4

外務省

(2) 中韓の政情

1962年の「ナイー」大統領が、「施政

権者として半日ばかりも保身しなく必要の

ない行政機構を今まで以上に琉球政社

に委譲されるかを検討するよう指示した、

と声明以来、現地住民の自治権

拡大に対する期待は多大なものがあつた

が、^{その後の推移をみる}米側現地当局による自治権の

拡大と認めらる措置は殆んど採ら

れにあらざり、むしろ現地では琉球政社

の立法を委^{目的}託^{せられた}する対内的な適用を以て

立法事項については高差并勝官の布

令による規定^地が^地多^地なるため、^地情^地も

高差并勝官の直接統治が強化^地の^地概^地

を呈し、自治権の後退として政界

及一般を強く刺戟し、種々の論議を誘

起すに至つた。

与党たる自民党内にも、高差并勝官の^{最終}相次ぐ

布令の公布は自治権の後退を示すもの^{に外ならず}と

見、これを阻止し得なかつたのは主席に

この熱意が欠け努力がなかつたためであり、

主席の政治責任であるとの批判を生じ、

^{漸次}主席の退陣要求も登壇し、6月13日

自民党は分裂^{同16。}し、大田主席は辞表

を提出し、^{931年}続いて行政社会局長も辞

表を提出し、立法社も

1(7月初旬以来、法案審議を

中止し、^{この北22日}行政社も立法社も殆んど

機能を停止するに至つた。

上記沖縄の政情不安に^{野田}関連し、総理は

総務長官は、総理及び外務大臣と協議の

上、在京米大使館 エマーソン 臨時代理大

使を往訪し、日本政界の関心を表明し、

時局収拾に米口政界の善処を

要望した。

其の後も沖縄の政情は安定の兆も見せず、与党

が立法院議員 29 人中 7 人の少数派に

転落した今日では、脱退派 (11 人) の協力

なくして到底時局の収拾は困難と認められるが、

脱退派は民生クラブとして立法院に団体の

届出をし、政綱として主席公選を打出し、

自由党の復帰を叫ぶ旨を声明し、高橋

兼務官の保安会同、後任主席指名の

要請に應じたいとの態度を決定して

いるため、時局収拾の見通しは全く乏たなりのが

現状である。

高橋兼務官は、現状を沖縄自民党の内紛

とみて保守派の協調空気の醸成^(こつとめつ、事態の推移を)を

視する態度の如く、後任主席の任命を急が

らず、^新主席の任命は 8 月 1 日就任の新高橋

兼務官の任職に持ち越されるものと考える。

(3) その他

以上のほか、沖縄関係で緊急処理を要する

案件としては (1) 沖縄住民に対する戦

没者救恤 (2) 本土、沖縄間マイン回収

線の分収率の決定等の問題がある。

小笠原問題

小笠原旧島民に対する損害補償問題は、日米折衝の結果、昭和36年6月米国政府による600万ドルの見舞金支払により解決とみたが、帰島問題については、その実現の見通しは困難と考へざるをえない。

政府は昭和36年10月及び37年2月の二回にわたり米側に対し、帰島の許可が困難ならば、島民の墓参を許可するよう要請したところ、米側は、安全保障上の理由により、墓参も許可できない旨を回答越しているが、本年5月ソ連政府が、日本人のハボマイ、シコタン両島の墓地訪問を許可した事実にかんがみ、本件墓参渡航の問題が近く再燃するこ

が予想される。

秘

沖縄援助に関する技術委員会
開催の件 (秘)

昭和39 7. 2
アメリカ局北米課

1. 沖縄援助に関する日米間の交換公文が4月25日締結されるや、協議委員会は同日直ちに開催されたが、技術委員会もなるべく早期に開催したいとのわが方希望を南達所長よりしばしば民政府に申し入れ、第1回会合の議題案も提示しておいた。

その間外務省においても、側面から援助する趣旨で、在京米大使館に早期開催方申し入れていた。

しかし、高等弁務官の一時帰国、米国代表の転任、琉球側代表(副主席)の辞表提出、等の事情もあつて、米側よりは一向に反応がなかつた。

2. 6月25日総務長官より、文書により、技術委員会の早期開催方、外務省より正式に申し入れありたいとの依頼あり、直ちに大使館に申し入れた。

3. 6月30日フランス書記官が、沖縄と連絡の結果をもつて来訪し、技術委員会の議題についての米側の対案について説明し、もし米側対案に日本側が同意すれば、同意があつた日から10日以内に、技術委員会を開催する用意があると述べた。

4. 6月30日前記米大使館との会談及び米側提案を特達局に説明、同局で検討方を依頼しておいたところ、7月1日同意の旨回答があつたので、同日米大使館に対し、わが方は、米側案に同意の旨伝えるとともに、7月8日または9日に第1回会合を開催したい旨申し入れた。

5. 目下、大使館が民政府側と連絡中であり、近日中に回答がある筈であるので、技術委員会の早期開催の見通しは明るくなつた。